

17 指導監査課・府県事務所

(1) 保険医療機関及び保険薬局の指定等、保険医及び保険薬剤師の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

医療機関または薬局が健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関または保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。

また、保険医療機関において健康保険等の診療に従事する医師若しくは歯科医師または保険薬局において健康保険等の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医または保険薬剤師でなければならないとされています。

近畿厚生局では、保険医療機関及び保険薬局の指定や保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

イ 指定訪問看護事業者

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。

この指定訪問看護事業は、従業者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものとして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うこととされています。

近畿厚生局では、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定等に関する業務を行っています。なお、都道府県知事に介護保険法の指定申請を行い、指定を受けた場合は、健康保険法の指定も同時に受けたものとみなされます。

ウ 柔道整復師

被保険者等が柔道整復師に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦柔道整復師に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、柔道整復師から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師が保険者に請求するしくみ（受領委任払い）を探っています。

近畿厚生局では、柔道整復師の施術に係る受領委任契約の締結に関する業務を行っています。

エ はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

被保険者等がはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師（以下、「はり師等」という。）に施術を受けた場合、その費用は、原則として、被保険者等が一旦はり師等に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付のしくみとなっています。

しかし、被保険者の負担を軽減する観点から、平成31年1月から、はり師等から施術を受けた被保険者等は一部負担金に相当する額のみをはり師等に支払い、残りの療養費は、被保険者等から受領委任を受けたはり師等が保険者に請求するしくみ（受領委任払い）を探っています。

近畿厚生局では、はり師等の施術に係る受領委任契約の締結に関する業務を行っています。

② 実績
78 頁に掲載

(2) 基本診療料の施設基準、特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等に係る届出の受理及び調査等

① 概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

この基準を定めたものを施設基準といい、近畿厚生局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

② 実績

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本診療料及び特掲診療料の施設基準等受理件数	137,168 件	152,889 件	178,307 件

（注）施設基準等受理件数は各年度の 4 月 1 日現在の状況

(3) 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

ア 指導

（ア）保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の方法により行われています。

（イ）指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

（ウ）柔道整復師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(エ) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、近畿厚生局長及び知事に受領委任に係る登録等を受けたはり師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

保険医療機関等や保険医等の療養担当者が行う療養の給付について、診療(調剤)内容及び診療(調剤)報酬請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を探ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消処分、保険医等の登録の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護について、訪問看護療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を探ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、指定訪問看護事業者の指定の取消処分、戒告、注意などの行政上の措置を行っています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を探ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

(エ) はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師

受領委任に係る登録等を受けたはり師等が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正または著しい不当が疑われた場合は、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を探ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正または著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

② 実績

78 頁に掲載

※ 上記の（1）～（3）の業務については、保険医療機関等が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては、指導監査課）が行っています。

平成 30 年度における保険医療機関数等の実績は、以下のとおりです。

1. 保険医療機関等数及び保険医等数

	保険医療機関等			保険医等			指定訪問 看護事業 所	あん摩マ ッサージ 及び指圧、 はり、きゅ う施術所	柔道整復 施術所
	医 科	歯 科	薬 局	医 師	歯科 医師	薬剤師			
福井県	521	314	280	2,357	511	1,231	86	74	248
滋賀県	961	578	590	4,215	1,001	3,135	121	301	448
京都府	2,382	1,360	1,046	11,819	2,480	7,189	300	784	1,324
大阪府	8,429	5,658	4,146	34,668	11,263	27,024	1,294	3,964	6,510
兵庫県	4,893	3,070	2,611	19,446	5,144	16,785	704	1,022	2,228
奈良県	1,146	710	547	4,621	1,224	3,598	155	322	595
和歌山県	1,018	562	468	3,833	977	2,625	130	284	606
31.4.1現在	19,350	12,252	9,688	80,959	22,600	61,587	2,790	6,751	11,959
30.4.1現在	19,258	12,261	9,553	79,295	22,366	60,018	2,614	—	12,034
29.4.1現在	19,269	12,314	9,392	78,162	22,173	58,632	2,408	—	11,787

※はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任は平成 31 年 1 月から開始

2. 保険医療機関等指定状況

	新規指定				指定更新				計
	医 科	歯 科	薬 局	計	医 科	歯 科	薬 局	計	
福井県	12	6	22	40	83	41	41	165	
滋賀県	37	26	51	114	161	77	80	318	
京都府	76	28	136	240	358	186	97	641	
大阪府	386	203	340	929	1,324	890	566	2,780	
兵庫県	207	111	165	483	762	507	394	1,663	
奈良県	46	20	41	107	172	132	65	369	
和歌山県	28	14	16	58	174	110	65	349	
30 年度	792	408	771	1,971	3,034	1,943	1,308	6,285	
29 年度	743	411	747	1,901	4,201	2,795	1,501	8,528	
28 年度	784	481	661	1,926	2,489	2,683	1,364	8,248	

3. 個別指導

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福井県	保険医療機関等	15 件	10 件	11 件	0 件
	保険医等	23 人	11 人	21 人	
滋賀県	保険医療機関等	27 件	21 件	22 件	0 件
	保険医等	30 人	22 人	33 人	
京都府	保険医療機関等	10 件	20 件	38 件	0 件
	保険医等	20 人	34 人	48 人	
大阪府	保険医療機関等	48 件	43 件	61 件	0 件
	保険医等	50 人	67 人	71 人	
兵庫県	保険医療機関等	37 件	27 件	26 件	1 件
	保険医等	96 人	30 人	39 人	
奈良県	保険医療機関等	30 件	11 件	19 件	0 件
	保険医等	42 人	13 人	23 人	
和歌山県	保険医療機関等	24 件	11 件	18 件	0 件
	保険医等	47 人	13 人	20 人	
30年度	保険医療機関等	191 件	143 件	195 件	1 件
	保険医等	308 人	190 人	255 人	
29年度	保険医療機関等	192 件	121 件	190 件	0 件
	保険医等	425 人	132 人	268 人	
28年度	保険医療機関等	199 件	160 件	155 件	1 件
	保険医等	302 人	234 人	197 人	

4. 新規個別指導

	保険医療機関等		
	医科	歯科	薬局
福井県	6 件	7 件	5 件
滋賀県	18 件	9 件	22 件
京都府	39 件	31 件	62 件
大阪府	213 件	144 件	158 件
兵庫県	109 件	55 件	109 件
奈良県	26 件	14 件	24 件
和歌山県	15 件	10 件	15 件
30年度	426 件	270 件	395 件
29年度	430 件	284 件	388 件
28年度	426 件	267 件	342 件

5. 集団的個別指導

	保険医療機関等		
	医科	歯科	薬局
福井県	17 件	22 件	22 件
滋賀県	37 件	41 件	41 件
京都府	141 件	106 件	63 件
大阪府	513 件	436 件	305 件
兵庫県	262 件	238 件	192 件
奈良県	49 件	28 件	37 件
和歌山県	39 件	22 件	34 件
30年度	1,058 件	893 件	694 件
29年度	1,041 件	890 件	682 件
28年度	1,115 件	910 件	646 件

6. 適時調査（施設基準調査）

	適時調査（施設基準調査）	
	医科	訪問看護
福井県	41 件	0 件
滋賀県	36 件	0 件
京都府	80 件	0 件
大阪府	175 件	0 件
兵庫県	118 件	1 件
奈良県	45 件	0 件
和歌山県	49 件	0 件
30年度	544 件	1 件
29年度	539 件	0 件
28年度	451 件	1 件

7. 監査

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福井県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
滋賀県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
京都府	保険医療機関等	0 件	1 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	1 人	0 人	
大阪府	保険医療機関等	4 件	4 件	2 件	0 件
	保険医等	6 人	5 人	2 人	
兵庫県	保険医療機関等	1 件	2 件	1 件	1 件
	保険医等	1 人	2 人	4 人	
奈良県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
和歌山県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
30年度	保険医療機関等	5 件	7 件	3 件	1 件
	保険医等	7 人	8 人	6 人	
29年度	保険医療機関等	8 件	5 件	3 件	0 件
	保険医等	15 人	5 人	3 人	
28年度	保険医療機関等	5 件	6 件	1 件	0 件
	保険医等	13 人	52 人	1 人	

8. 返還金

	指導によるもの	監査によるもの	適時調査によるもの	計
福井県	2,369 万円	0 万円	4,833 万円	7,201 万円
滋賀県	8,520 万円	285 万円	149 万円	8,954 万円
京都府	12,046 万円	0 万円	705 万円	12,750 万円
大阪府	12,903 万円	2,247 万円	42,753 万円	57,903 万円
兵庫県	7,894 万円	441 万円	25,694 万円	34,029 万円
奈良県	4,753 万円	0 万円	7,387 万円	12,140 万円
和歌山県	1,007 万円	0 万円	123 万円	1,130 万円
30年度	49,490 万円	2,974 万円	81,643 万円	134,107 万円
29年度	37,777 万円	7,875 万円	28,411 万円	74,063 万円
28年度	30,988 万円	9,368 万円	38,113 万円	78,469 万円

※ 各年度内に確定した返還金額を計上したものであり、個別指導、新規個別指導、監査または適時調査の実施年度と一致するものではありません。

※ 単位未満で四捨五入しているため、合計と内訳が必ずしも一致しません。

9. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

	区分	保険医療機関等		
		医科	歯科	薬局
福井県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
滋賀県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
京都府	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
大阪府	保険医療機関等	指定取消	1 件	2 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	1 人	2 人
		取消相当	0 人	0 人
兵庫県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	1 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
奈良県	保険医療機関等	指定取消	1 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	1 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
和歌山県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人
30年度	保険医療機関等	指定取消	2 件	2 件
		取消相当	1 件	0 件
	保険医等	登録取消	2 人	2 人
		取消相当	0 人	0 人
29年度	保険医療機関等	指定取消	1 件	0 件
		取消相当	1 件	6 件
	保険医等	登録取消	1 人	2 人
		取消相当	0 人	0 人
28年度	保険医療機関等	指定取消	1 件	2 件
		取消相当	2 件	2 件
	保険医等	登録取消	3 人	2 人
		取消相当	0 人	0 人

10. 柔道整復師の指導・監査実施状況

		個別指導	監査	監査後の措置	
福井県	施術所	0件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
滋賀県	施術所	0件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
京都府	施術所	1件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
大阪府	施術所	11件	3件	中止	0件
				中止相当	4件
兵庫県	施術所	0件	1件	中止	0件
				中止相当	0件
奈良県	施術所	5件	1件	中止	1件
				中止相当	0件
和歌山県	施術所	1件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
30年度	施術所	18件	5件	中止	1件
				中止相当	4件
29年度	施術所	27件	6件	中止	2件
				中止相当	2件
28年度	施術所	31件	8件	中止	0件
				中止相当	1件